

火災多発に伴う注意喚起について

当消防組合管内では、今年に入り、令和6年1月末日現在で24件の火災が発生し、火災による負傷者も発生しています。

特にこの時季は、空気が乾燥し火災が発生しやすく、また、強風で延焼が拡大し、大規模な火災となる可能性が高くなるため、火の元には特に注意が必要です。

火災はちょっとした不注意や一瞬の油断から発生します。大切な命と財産を守るため、次のことに注意し、火災を未然に防ぎましょう。

1. 家庭における防火対策

家庭での火災を防止するため、次のことに注意しましょう。

- (1) 暖房器具(ストーブ等)の近くに燃えやすい物を置かない。
- (2) 天ぷらや揚げ物をする時は、その場を離れない。
- (3) 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。コンセントまわりは定期的に清掃する。
- (4) 寝たばこ、たばこの投げ捨てはしない。灰皿には水を入れて消えたかどうかを確認する。
- (5) 家のまわりに燃えやすい物を置かない。



2. たき火の不始末などによる火災

たき火(落ち葉の焼却や家庭ごみの焼却など)の炎が強風にあおられ、付近の枯草や落ち葉に燃え移る。消えたと思ってその場を離れたが、残っていた小さな火種が風にあおられ付近の建物などに燃え移るといった火災が当消防組合管内で多数発生しています。

また、たき火が予想以上に燃え広がり、慌てて消そうとして、やけどを負うなどして負傷した事例も発生しています。

野外での焼却は、一部の例外を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」で原則として禁止されています。

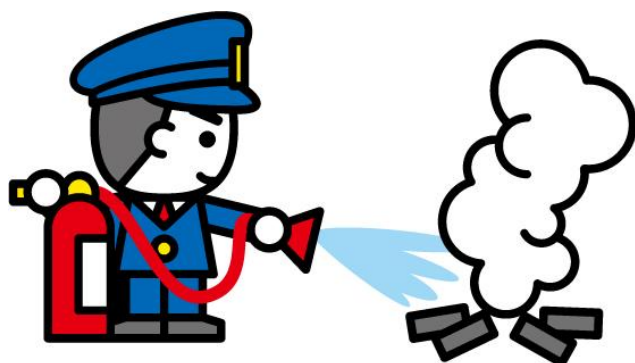
例外的に認められている焼却を行う場合でも、次のことに注意し火災を起こさないようにしましょう。

- (1) 風の強い日や空気の乾燥している日には行わない。
- (2) 火の近くに燃えやすいものを置かない。
- (3) 水バケツや消火器など消火の準備をする。
- (4) その場を絶対に離れない。
- (5) 消火をする場合は十分に水をかけ、灰の中に残る小さな火種に注意する。

【注意】

例外的に認められている焼却であっても、生活環境上の悪化や苦情などがある場合は中止することがあります。

詳しくは、お住まいの地域相談窓口(久喜市環境経済部環境課、加須市環境安全部環境生活課、幸手市環境課、白岡市環境課、宮代町環境資源課、杉戸町環境課)に確認してください。



このページに関するお問合せ

埼玉東部消防組合消防局予防課
電話 0480-21-1014